

都営住宅建築工事共通仕様書

(令和5年10月)

東京都住宅政策本部

目 次

第1章 総則	1
第1節 共通事項	1
第2節 工事現場管理	6
第3節 材料	6
第4節 施工	7
第5節 しゅん功図等	10
第2章 仮設工事	13
第1節 共通事項	13
第2節 足場、その他仮設物	13
第3章 土工事	13
第1節 共通事項	13
第2節 根切り及び埋戻し	13
第4章 乾式耐火遮音間仕切壁工事	14
第1節 乾式耐火遮音間仕切壁工事	14
第5章 防水工事	14
第1節 共通事項	14
第2節 アスファルト防水	14
第6章 タイル工事	15
第1節 共通事項	15
第7章 木工事	15
第1節 共通事項	15
第2節 内装プレハブ工法	18
第8章 金属工事	20
第1節 共通事項	20
第2節 電気亜鉛めっき	20
第3節 溶融亜鉛めっき	21
第4節 軽量鉄骨天井下地	21
第5節 落下物危険防止庇	21
第9章 左官工事	22
第1節 共通事項	22
第2節 外装合成樹脂エマルジョン系薄付け仕上げ（樹脂系リシン）	22
第10章 建具工事	23
第1節 共通事項	23
第2節 アルミニウム製建具	23
第3節 木製建具	23
第4節 建具用金物	24

第5節	ガラス	26
第11章	塗装工事	27
第1節	共通事項	27
第12章	内装工事	27
第1節	共通事項	27
第2節	発泡プラスチック系床下地材	28
第3節	乾式遮音二重床下地材	29
第4節	複合フローリング張り	30
第5節	ビニル床シート張り	31
第6節	石こうボード、その他のボード及び合板張り	31
第7節	壁紙張り	33
第8節	断熱及び防露工法	33
第9節	畳	40
第13章	雑工事	36
第1節	共通事項	36
第2節	居室及び台所	36
第3節	換気孔	37
第4節	浴室ユニット	37
第5節	洗濯機防水パン	38
第6節	壁面緑化	38

第1章 総 則

第1節 共 通 事 項

- 1.1.1 一般事項 都営住宅建築工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、東京都建築工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）を補足するものであり、都営住宅及び附帯施設の建設工事に適用する。
なお、併存施設の仕上工事においては、共通仕様書を適用するものとする。
- 1.1.2 用語の定義 住 宅：都営住宅をいう。
中 層 住 宅：都営住宅で階数が3以上5以下のものをいう。
高 層 住 宅：都営住宅で階数が6以上19以下のものをいう。
超高層住宅：都営住宅で階数が20以上のものをいう。
附 帯 施 設：集会所、受水槽、電気室等をいう。
併 存 施 設：保育所、児童館、図書館等をいう。
品質・性能基準：公共住宅事業者等連絡協議会が、住宅部品、設備機器等について公共住宅としての品質・性能等を判断するために試験方法も含めて定めた「機材の品質・性能基準」をいう。
書 面：標準仕様書 1.1.2 による。
- 1.1.3 設計図書 設計図書の適用の優先順位は標準仕様書 1.1.1(3)によるほか、次のとおりとする。
1 共通仕様書の適用の優先順位は、標準仕様書 1.1.1(3)の「エ 図面」と「オ 標準仕様書」との間の順番とする。
2 標準仕様書 1.1.1(3)「エ 図面」の適用の優先順位は、特記詳細図、都営住宅共通詳細図集、一般図の順番とする。
- 1.1.4 工事の下請負 標準仕様書 1.1.6 によるほか、下請負人に対する契約及び下請負代金の支払は、責任を持って適正に行うこと。
- 1.1.5 工事実績情報の登録 工事の契約金額が500万円以上の場合は、工事実績情報システムに基づく工事実績情報の登録を行う。
登録手続については、標準仕様書 1.1.7 による。
- 1.1.6 建設副産物の処理 標準仕様書 1.1.16 によるほか、次の定めによる。
1 建設副産物の処理は、次のとおりとする。
(1) 必要書類の提出等
受注者は、工事着手に当たってリサイクル計画書を作成し、施工計画書とともに監督員に提出する。
また、受注者は、リサイクル実施状況等について必要書類を作成し、リサイクル報告書に取りまとめて監督員に提出する。
なお、リサイクル計画書及びリサイクル報告書の記載内容及び添付書類等については、「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都）（島しょ部における工事においては、「東京都建設リサイクルガ

イドライン（島しょ地域版）」（東京都）による。以下同じ。）による。

(2) 建設副産物情報交換システムの活用

本工事は建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）への登録対象工事とし、受注者は、工事の実施に当たって、COBRIS の活用を図るものとする。受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じたときは、速やかに COBRIS にデータの入力を行い、データ入力の都度、「建設副産物情報交換システム登録証明書」を監督員に提出してその確認を受ける。

「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」は、COBRIS 又は国土交通省 HP に公表されている様式に必要なデータを入力して作成し、作成後、これらを監督員に提出する。

受注者は、工事の完了後速やかに、「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都）に従い、実施状況を記録し、報告するとともに、これらの記録を工事完成後 1 年間保存すること。

なお、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）に基づく省令に定める一定規模以上の建設資材を搬入、指定副産物を搬出する建設工事については 5 年間保管すること。

(3) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の掲示

関係法令に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を現場に掲示すること。

- 2 再生資材を使用する工事で、特記があるものは、COBRIS の積極的活用を図る。
- 3 本工事における建築物等の分別解体、建設資材の再資源化等に当たっては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）を遵守すること。建設リサイクル法による書類作成等については、「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」（東京都）を参照すること。
- 4 建設副産物は、処理方法に応じた分別及び保管の徹底により、効率的な回収に努める。
- 5 機材の搬入に当たっては、簡易梱包、通い箱方式等により、梱包材の削減に努める。
- 6 コンクリート塊を原料とした再生砂（RC-10 等）を使用する場合は、六価クロムについて、平成 3 年 8 月 23 日付環境庁告示第 46 号による測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認する。
また、試料には再生砂製品を直接使用し、1 購入先当たり 1 検体の試験を行う。
- 7 建設副産物のうち、有価物については自由処分とする。受注者は処分後、売り渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。
また、有価物として処分できない場合には、事前に監督員に協議の上、建設廃棄物として処分することができる。なお、建設廃棄物として処分する場合には、特記による。
(有価物の取扱いについては、「行政処分の指針について（通知）」（令和 3 年 4 月 14 日環循規発第 2104141 号）等を参照すること。)

1.1.7
建設発生土

1 建設発生土の取扱い

本工事により発生した建設発生土は、「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都）に基づき、掘削量の削減、現場内での再利用等により、工事現場外への搬出の抑制に努める。

2 土砂伝票等による管理

受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都）に基づき、建設発生土を受入機関に搬出する場合は、受入機関の定める土砂伝票（土砂搬入管理券等、発生側の運搬証明）、土砂搬入確認書（受入側の受入証明）及び自ら作成する集計表を監督員に提出する。

なお、工事間利用及び民間受入地の場合も、「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都）によること。

3 異物混入の防止

- (1) 受注者は、建設発生土の積込み・搬出に当たっては、コンクリート塊、木くず、金属くず等と分別し、これらの異物が混入しないよう搬出・運搬しなければならない。
- (2) 受注者は、建設発生土の積込み・搬出に当たり、現場での分別状況を写真撮影し、工事記録写真帳に含めて監督員に提出しなければならない。ただし、建設発生土の掘削のみの場合など、異物が混入するおそれのない場合は、この限りではない。

4 汚染土壌の対応

工事中に土壌汚染の疑いが生じた場合は、監督員に直ちに報告し、対応について協議すること。

標準仕様書 1.1.17 によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都）による。

1.1.8 過積載の防止

1.1.9 既済部分払

既済部分払のための代価の認定方法は、次のとおりとする。

- 1 検査回数及び検査時期に対応する検査段階基準は、原則として 1.1.1 表のとおりとする。
- 2 代価は別途、段階別部分払出来高率表により認定する。
- 3 既済部分支払率表により代価の認定が不相当であると東京都（以下「都」という。）が認めた工事については、認定に必要な書類を提出し、代価の認定を受けるものとする。
- 4 検査時期は、契約締結後 30 日以降とする。
- 5 契約金額が 1,000 万円未満で、かつ、工期が 60 日以下の工事については、既済部分代価の認定は行わない。

1.1.1 表 検査段階基準

級	契約金額	検査回数	検査段階基準
E	1,000 万円未満	0	
D	1,000 万円以上 2,000 万円未満 (ただし、工期 120 日を超えるもの)	1 回 (2 回以内)	躯体工事完了時 (同途中)
C	2,000 万円以上 5,000 万円未満 (ただし、工期 180 日を超えるもの)	2 回以内 (3 回以内)	躯体工事途中、同完了時 (仕上工事途中)
B	5,000 万円以上 15,000 万円未満 (ただし、工期 240 日を超えるもの)	3 回以内 (4 回以内)	躯体工事途中 (2 回)、 同完了時、仕上工事途中
A	15,000 万円以上 30,000 万円未満 (ただし、工期 300 日を超えるもの)	4 回以内 (5 回以内)	躯体工事途中 (2 回)、 同完了時、仕上工事途中
特	30,000 万円以上	5 回以内	

(注) 契約金額が 1,000 万円以上の工事であっても、工期が 60 日以下のものについては、既済部分検査は行わないものとする。

また、契約金額が 1,000 万円以上で、かつ、工期が 60 日を超える工事であっても、工期に占める準備期間の割合が大きいものは同様とする。

1.1.10
契約不適合の
修補

- 1 工事請負契約約款に約定する契約不適合の修補に係る代金について、住宅及び附帯施設の部分は、その管理業務を受託している東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）が請求を代行する。
- 2 工事請負契約約款に約定する契約不適合の修補に係る代金について、住宅及び附帯施設以外の併存施設部分は、都が直接請求する。この場合において、本共通仕様書一般事項 1.1.10 の3から5までにおいて、「都営住宅」とあるのは「併存施設」と、「公社等」とあるのは「都」と読み替えて適用する。
- 3 受注者は、都営住宅の引渡し時に、契約不適合の修補連絡担当責任者届を公社等に提出すること。
- 4 受注者は、都営住宅の引渡しに当たり、公社等係員の点検を受け、契約不適合があるときは、破損箇所報告書により指定される日までに修補を完了し、公社等係員の確認を受けなければならない。
- 5 受注者は、都営住宅の引渡し後、公社等から契約不適合の修補に係る代金の請求を受けたときは、速やかに修補を行い、公社等の指定する管理人又は居住者の確認を受け、公社等に報告しなければならない。

1.1.11
書面の書式
及び取扱い

- 1 監督員に対し書面を提出する場合は、別に定める「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」（東京都住宅政策本部）により行う。ただし、これに定めのないものは、監督員の指示による。
- 2 共通仕様書において書面により行わなければならないこととされている「監督員の承諾」、「監督員の指示」、「監督員と協議」、「監督員に報告」及び「監督員に提出」については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。

1.1.12
公共事業労務費
調査

- 1 本工事が都の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し、都に提出する等、必要な協力をしなければならない。この場合において、受注者は、本工事の工期経過後においても、同様に協力しなければならない。
- 2 受注者は、調査票等を提出した事業所が、都の事後訪問調査・指導の対象となった場合、その実施に協力しなければならない。この場合において、受注者は、本工事の工期経過後においても、同様に協力しなければならない。
- 3 受注者は、公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査表等の提出ができるよう、日頃から、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等にとり就業規則を作成するとともに、賃金台帳を作成・保存する等、使用している現場労働者の賃金、労務日数、時間等の記録を適切に管理しておかなければならない。
- 4 受注者は、本工事の一部について下請契約を締結する場合には、その下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が上記 3 と同様の義務を負う旨を当該下請契約中に定めなければならない。

1.1.13
工事施行の
適正化

受注者は、工事の履行を、主任技術者、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）及び現場代理人に一任することなく、誠意と責任をもって適切に工事を遂行しなければならない。

1.1.14
各種点検、調査、
見学会等への協力

- 1 監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。
- 2 上記 1 の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示があった場合、受注者は、

	<p>速やかにその指示に従わなければならない。</p> <p>3 監督員が現場見学会等を開催する場合は、受注者は、これに協力しなければならない。</p>
<p>1.1.15 設計変更等</p>	<p>設計変更等については、工事請負契約書第 17 条から第 23 条までに記載しているところであるが、具体的な考え方や手続については、「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）によることとする。</p> <p>「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）については、東京都財務局ホームページを参照する。</p>
<p>1.1.16 個人情報の保護</p>	<p>1 都が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は、全て都が保有する個人情報であり、都の許可なく複写し、複製し、又は第三者へ提供してはならない。</p> <p>また、契約が終了し、又は解除されたときも同様とする。</p> <p>2 個人情報の管理について、受注者は以下の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 個人情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。</p> <p>(2) 個人情報の運搬には盗難、紛失、漏洩等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。</p> <p>(3) その他、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って、本工事に係る個人情報を適切に扱うこと。</p> <p>3 都から提供を受け、又は受注者が収集し若しくは作成した個人情報が記載された資料等（電子媒体に記録されたものを含む。）について、受注者は、契約の終了後直ちに当該資料等を都に返還し、又は引き渡さなければならない。</p> <p>4 受注者は、上記 1 から 3 までに違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに都に報告し、都の指示に従わなければならない。</p>
<p>1.1.17 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置等</p>	<p>労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 30 条第 2 項における同法第 30 条第 1 項に規定する措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）について、同一の場所において本件とは異なる契約による契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事がある場合は、本工事の受注者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。</p> <p>受注者は、労働安全衛生法第 15 条、第 15 条の 2 及び第 15 条の 3 に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。</p> <p>1 統括安全衛生責任者</p> <p>2 元方安全衛生管理者</p> <p>3 店社安全衛生管理者</p>
<p>1.1.18 官公署その他への届出手続等</p>	<p>工事の着手、施工又は完了に当たり、労働安全衛生法第 88 条第 1 項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。</p>

- 1.1.19 標準仕様書 1.1.19 によるほか、次による。
- 1.1.19 保険の加入及び事故の補償 受注者は法定外の労災保険(※)に付きなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを監督員に提示又は提出する。
- ※「法定外の労災保険」とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

第2節 工事現場管理

- 1.2.1 工事現場管理及び安全対策
- 1 工程表作成に当たっては、概成工期（全体工期から別途契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事による設備工事等の必要な調整期間である設備関連工事日数を差し引いた工期（全体工期設定に係る設備関連工事日数は15日から20日程度））を遵守し、作成すること。
 - 2 各種仮設設備は、関係法令にのっとり、安全上及び衛生上、支障のないように設置すること。
 - 3 地下の施工に当たっては、有毒ガス、酸素欠乏等による事故の防止に十分注意し、作業員の安全を確保すること。
 - 4 第三者に対する安全対策には特に注意を払うとともに、別に定める周辺住民等第三者に対する安全確保のための点検書を監督員に提出すること。

- 1.2.2 境界杭、測量杭等 工事の着手時及び完了時には監督員及び関係者立会いの上、境界杭等を確認する。

第3節 材 料

- 1.3.1 材料の検査等
- 1 各種材料の検査等については、標準仕様書 1.4.4 によるほか、別に定める「住宅政策本部材料検査実施基準」（東京都住宅政策本部）による。
 - 2 コンクリートの圧縮強度試験は標準仕様書「6.9.3 コンクリートの圧縮試験」（オの構造体コンクリートの強度の判定（表 6.9.3 供試体の養生方法、材齢及び試験回数）用）に作成された供試体を用いて行う、標準仕様書「6.9.5 構造体コンクリート強度の判定」をいう。
標準仕様書に定める試験機関等については、東京都都市整備局ホームページに掲載されているので、参照する。

- 1.3.2 環境への配慮
- 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目（以下「環境物品等」という。）の調達は、原則として次による。
- 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」については、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照する。
- 1 本工事における環境物品等の調達は、次による。
 - (1) 特別品目
 - ・建設発生土、普通土（再利用センターからの搬出土による）、改良土
 - ・再生木質ボード（使用する場合）
 - ・環境配慮型型枠（複合合板型枠等）

- ・再生クラッシュラン
- ・東京の木多摩産材認証協議会が認証した木材を用いた建築材料（集会所がある場合・その他使用する場合）
- ・低VOC塗料
- ・温室効果ガス削減に資する建設機械
- ・ノンフロン断熱材
- ・再生骨材（L・M）を用いたコンクリート
- ・再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリート

(2) 特定調達品目

- ・集成材・合板（内装プレハブの場合）
- ・排出ガス対策型建設機械
- ・低騒音型建設機械
- ・フローリング
- ・陶磁器質タイル
- ・ビニル系床材

2 受注者は、「東京都環境物品調達方針（公共工事）」（東京都都市整備局）等に定める特別品目、特定調達品目に該当する環境物品等のうち上記1以外のものと、本工事で使用する資材等とを比較・精査し、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して、当該環境物品等を使用することができる場合はその使用に努めること。ただし、その使用に当たっては、事前に監督員の承諾を得ること。

3 受注者は、「東京都環境物品調達方針（公共工事）」（東京都都市整備局）等に定める調達推進品目の使用を希望する場合は、当該調達推進品目の性能及び使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を得た上で使用することができる。

4 受注者は、上記1から3までについて、精査の結果等を予定として「環境物品等使用予定チェックリスト」（東京都都市整備局）に記載して、施工計画書に添付する等して監督員に提出し、確認を受ける。

5 受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の各品目ごとの「環境物品使用予定（実績）チェックリスト」を作成し、監督員に提出する。

また、当該チェックリストの電子情報を格納したCD-R等を、併せて監督員に提出する。

なお、チェックリストは、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照すること。

第4節 施 工

1.4.1
施工体制等

1 監理技術者等の配置については、「東京都工事施行適正化推進要綱」（東京都財務局）によるほか、次による。

(1) 受注者は、工事の規模・内容等により、工事の適切な履行を確保する上で必要があるときは、次に定めるところに従い、監理技術者等の職務を補助する技術者（以下「補助技術者」という。）を配置するものとする。

ア 補助技術者の人数・氏名・補助業務の内容・雇用関係・資格等を記載した補助技術者名簿を監督員に提出するとともに、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 補助技術者には、下請負者（二次下請負以下を含む。）と雇用関係を有しているものを配置してはならない。

(2) 本工事に関する契約の締結が議会の議決を要する場合、都議会で議決され契約が締結されるまでの間は、配置予定の監理技術者等は、他の工事に専任で従事することができる。

(3) 建設業法の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。

なお、この期間のうち、イに限っては、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に完了するものに限る。）の専任の監理技術者等として従事することができる。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の配置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）

当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。

イ 工事用地等の確保が未了であること、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査の実施等により、工事を全面的に一時中止している期間

当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。

ウ 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(4) 専任の監理技術者等が、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は監督員、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

2 建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、次の要件を全て満たさなければならない。

(1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。

(2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補、一級施工管理技士等の国家資格者又は学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じである。

(3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは配置時点の日以前に 3 か月以上の雇用関係があることをいう。

(4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、同時に 2 件までとする（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）。

(5) 特例監理技術者が兼務できる工事は東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県及び長野県の都県内でなければならない。ただし、島しょ部は原則として島しょ部の工事間でのみ兼務可能とする。

(6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明確にすること。
- (9) 特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事(※)以外の工事でなければならない。
- ※「維持工事」とは通年維持工事等(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)をいう。
- 3 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。
- 4 監理技術者が特例監理技術者として兼務し、監理技術者補佐を配置する事を予定している場合は、以下の書類を提出すること。
- (1) 監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど)
- (2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証の写しなど)
- (3) 特例監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(工事実績情報システム(コリンズ)の写し)
- (4) 特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項③(別記様式-3^(※))
- ※別記様式-3は工期途中に監理技術者が特例監理技術者として兼務する場合に提出する。別記様式-3については東京都住宅政策本部ホームページを参照する。
- 5 監理技術者が特例監理技術者として兼務し、監理技術者補佐を配置する事となった場合、第2項(6)から(8)までについて施工計画書へ記載し、提出すること。
- 6 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、工事実績情報システム(コリンズ)への登録・修正を適切に行うこと。
- 7 監理技術者補佐は、監督員等が常に確認しやすいように腕章を身に付けなければならない。
- 8 施工体制台帳の提出等
- 標準仕様書1.1.10によるほか、施工体制台帳及び施工体系図には、実際に工事に従事している全ての下請負者を漏れなく記載しなければならない。この場合において、オペレーター付きリース下請負契約等についても記載するものとする。

1.4.2
排出ガス対策型
建設機械

標準仕様書1.7.7による建設機械は、次に示すものとする。

- (1) ディーゼルエンジン出力8kW～560kW
- ア バックホウ
- イ ホイールローダ
- ウ ブルドーザ
- (2) ディーゼルエンジン出力7.5kW～260kW^(※)
- ア 発動発電機(可搬式・溶接兼用機を含む。)
- イ 空気圧縮機(可搬式)
- ウ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの)
- エ ホイールクレーン(ラフテレンクレーン)
- オ ローラ類(ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ)
- ※道路運送車両法(昭和26年法律第185号)による排出ガス規制を受けている建設機械は除く。

1.4.3

標準仕様書1.7.8による建設機械は、次に示すものとする。

- (1) ブルドーザ
- (2) バックホウ
- (3) クラムシェル
- (4) トラクターショベル
- (5) クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン
- (6) パイプロハンマー
- (7) 油圧式杭圧入引抜機
- (8) アースオーガー
- (9) オールケーシング掘削機
- (10) アースドリル
- (11) ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー
- (12) アスファルトフィニッシャー
- (13) コンクリートカッター
- (14) 空気圧縮機
- (15) 発動発電機

1.4.4
室内空気汚染
低減

室内化学物質の測定は、住宅政策本部が委託する第三者の専門業者が実施する。ただし、測定値が厚生労働省の定める指針値を超えた住戸については、室内の換気を十分行った後、受注者が室内化学物質の濃度が基準値を下回ることを確認する。

1.4.5
特殊な施工方法

本工事の特殊な施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。

1.4.6
設備用スリーブ

設備工事（電気、給排水、ガス、空調設備等）施工用スリーブは本工事に含むものとし、スリーブ図のとおり施工する。

1.4.7
色彩計画

建物の色彩計画については、別に定める都営住宅色彩計画基準を原則とする。

第5節 しゅん功図等

1.5.1
工事の記録等

1 標準仕様書 1.2.4 によるほか、工事記録写真の撮影方法及び整理は、「工事記録写真撮影基準・同細目」（東京都住宅政策本部）に基づく。

2 デジタル工事写真の黒板情報電子化（被写体画像の撮影と同時に工事写真へ黒板の記載情報を電子的に記入するもの。以下「電子黒板」という。）については、次による。

受注者が電子黒板の導入を希望する場合、その旨を監督員へ協議し、承諾を得た上で、電子黒板対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。

なお、申請時には電子黒板の導入に必要な機械器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）に関する資料を添付する。

(1) 対象機器の導入

受注者は、使用機器について、「工事記録写真撮影基準」（東京都住宅政策本部）「第2章 写真撮影の方法」「7 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができ、かつ、信憑性確認機能（改ざん検知機能）

を有するものを使用する。信憑性確認機能（改ざん検知機能）については、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載されている技術を使用することとする。

受注者は、監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について報告すること。

受注者は、使用機器の事例について、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、当該ソフトウェア以外のものから使用機器を選定することを妨げない。また、高温多湿又は粉じん等の現場条件の環境により、対象機器の使用が困難な工種においては、必ずしも使用機器を利用しなくてもよいものとする。

(2) 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事における小黑板情報の電子的記入の取扱いは、「工事記録写真撮影基準」（東京都住宅政策本部）による。

(3) 電子黒板を用いた写真の納品

電子黒板を用いた写真（以下「電子黒板写真」という。）の納品については、「電子納品運用ガイドライン」（東京都住宅政策本部）に定めるものによる。また、電子黒板写真と電子黒板写真を管理したビューアソフトは、工事完了時に電子納品対象成果物として納品する。

また、納品時に受注者は一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が提供しているチェックシステム（デジタル工事写真信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を提示又は監督員に提出するものとする。

1.5.2
しゅん功図

1 工事完了に際して、配置図、平面図、立面図、断面図、矩計図等監督員の指示する設計図書及び電子データを提出する。

2 電子データは次による。

(1) 本工事は電子納品（調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することという。以下同じ。）対象工事とする。

電子納品に対応するための措置については、「電子納品運用ガイドライン」（東京都住宅政策本部）を参照のこと。

(2) 図面登録用ファイル

各々ファイル形式に対応した登録図面用ファイルに、ファイル名及び図面名称を記述する。

3 しゅん功図作成用として都から貸与する電子データは、本業務以外の目的に使用しないこと。当該電子データの利用については、別途監督員の指示に従うものとする。

1.5.3
保全に関する資料

保全に関する資料は、標準仕様書 1.9.3 によるほか、その種類、内容及び提出部数は監督員の指示による。

1.5.4
保証書

工事の完了時に提出する保証書は、次のとおりとする。

1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）に基づき、新築の住宅部分は請負契約とともに 10 年間瑕疵担保責任が伴うことから、次の部分についての保証書は要しないものとする。

1.5.1表 10年間の^{かし}瑕疵担保責任の対象となる基本構造部分

構造躯体の部分 (構造耐力上主要な部分)	基礎、基礎杭、壁、柱、床版、 ^{はり} 梁等
雨水の浸入を防止する部分	屋根、外壁、開口部等からの雨水の浸入

2 受注者は、住宅の品質確保の促進等に関する法律の対象外となる、外壁の仕上塗材吹付け、EVピットに用いる塗膜防水及び浴室ユニット防水、別棟の集会所等については、次の工事について保証書を提出すること。

1.5.2表 保証書を提出する工事種別と保証期間

保証種別	工事種別	保証期間	
受注者及び施工者の 2者連名保証	アスファルト防水	モルタル保護、アスファルト防水	10年
		断熱アスファルト防水	10年
		露出アスファルト防水	5年
	塗膜防水		5年
	シーリング		5年
	仕上塗材吹付		5年
	合成高分子ルーフィング防水		5年
受注者及び製品製造 所の2者連名保証	浴室ユニット防水	5年	
	洗濯機防水パン	5年	

1.5.5
住宅瑕疵担保履行法に基づく
資力確保の措置

- 1 受注者は、特定住宅^{かし}瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）に基づき、当建物（別棟の付属施設及び住棟施設の非住棟施設を除く。）全てに係る^{かし}瑕疵担保責任の履行のために、保険への加入又は保証金の供託のいずれかの方法により資力確保の措置を講ずることとする。
- 2 受注者が保険の加入を選択した場合
 - (1) 国土交通大臣が指定する住宅^{かし}瑕疵担保責任保険法人と保険契約を契約する。
 - (2) 契約締結に先立ち、住宅^{かし}瑕疵担保責任保険法人が設計施工基準に基づいて現場検査を行うため、着工までに保険の申込みをすること。
 - (3) 保険契約の申込みを行った場合には、申込書の写しを発注者に提出すること。保険契約締結後は、契約書の写し及び保険料の納入書等の写しを発注者に提出すること。
- 3 受注者が保証金の供託を選択した場合
 - (1) 保証金の供託を行うこと。
 - (2) 着工までに、供託する予定の供託所を記載した書面を発注者に提出すること。

第2章 仮設工事

第1節 共通事項

2.1.1 一般事項

- 1 この章は、標準仕様書第2章「仮設工事」を補足するものである。
- 2 工事着手の前に、仮設建物等の配置計画書を作成すること。その際、別途施工する設備工事用の仮設建物等の配置についても考慮すること。

第2節 足場、その他仮設物

2.2.1 足場

標準仕様書2.2.4によるほか、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務は、安全衛生特別教育規程に定める、足場の組立等の業務に係る特別教育を修了した者又は足場の組立等作業主任技能講習を修了した者等が行うこととする。

2.2.2 監督員詰所

工事に使用する監督員詰所、仮設道路、足場、栈橋等の仮設物は、別途機械設備工事及び電気設備工事等にも無償使用させること。材料の荷揚業務等運搬経費を要するものは、別途工事に対し適正な使用料を協定して利用させること。監督員詰所の規模は、設計説明書による。

なお、詰所の細部については、別に定める「都営住宅建設工事現場監督員詰所設置基準」(東京都)による。

2.2.3 日焼け防止措置

本体工事完了時には、ふすま、壁紙及び畳の日焼け防止のために、窓面に養生カーテン(紙)等で日焼け防止措置をすること。

第3章 土工事

第1節 共通事項

3.1.1 一般事項

この章は、標準仕様書第3章土工事を補足するものである。

第2節 根切り及び埋戻し

3.2.1 埋戻し及び盛土

建物の根切り部分に行う埋戻し及び1階床下の盛土には、特記がない限り、根切り発生土を用いることとし、がれき、木くず、岩塊等の異物は取り除く。ただし、地下室等の埋戻し土の土質は特記による。また、根切り発生土が埋戻し及び盛土に適さない場合は、監督員と協議する。

3.2.2 建物周囲4m以内については、後続する工事を施工する際に支障のないように、設計基準地盤面の高さ
地ならし | に地ならしを行い、がれき、木くずなどを除去して、水はけのよい勾配に仕上げる。

第4章 乾式耐火遮音間仕切壁工事

第1節 乾式耐火遮音間仕切壁工事

4.1.1 一般事項 | この章は、乾式耐火遮音間仕切壁を戸境壁に使用する工事について適用する。

4.1.2 性能 | 乾式耐火遮音間仕切壁の遮音性能は、JIS A1419-1（建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法—第1部：空気音遮断性能）附属書1 空気音遮断性能の等級曲線に規定する音響等価損失等級が Rr-55 の水準を満たすものとし、耐火性能は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第107条第2号（間仕切壁（非耐力壁）：1時間）の規定に適合するものとする。

また、その性能に関する証明書、関係箇所の指定書等を監督員に提出する。

4.1.3 指導・監督等 | 乾式壁の施工に係る現場責任者に当該乾式壁の施工に関し十分な技能を有する者（乾式壁の製造者の実施する技術研修に終了した者等）が選任されており、かつ、当該現場責任者により施工実施者に対して乾式壁の施工に係る現場での指導・監督等が行われていること。

4.1.4 施工一般 | 1 施工に先立ち、パネル割付等の施工図を監督員に提出し、承諾を受ける。
2 電気ボックス等は、パネルに埋込みで取り付けないこと。
3 取付け等は、メーカーの仕様書に基づいて施工する。

第5章 防水工事

第1節 共通事項

5.1.1 一般事項 | この章は、標準仕様書第9章防水工事を補足するもので、アスファルト防水及びウレタンゴム系塗膜防水の防水工事並びにシーリング工事に適用する。

第2節 アスファルト防水

5.2.1 注意事項 | 市街地においてアスファルトの溶融釜を使用するときは、防臭性の高い型を用いること。

5. 2. 2
モルタル保護
アスファルト
防 水
5. 2. 3
保護断熱
アスファルト
防 水

モルタル保護アスファルト防水の工法による種類及び工程による種別は、標準仕様書 9.2.3 における A-2 とする。ただし、工程 8 の「保護層」は「保護モルタル」とする。

- 1 保護断熱アスファルト防水の工法による種類及び工程による種別は、標準仕様書 9.2.3 における AI-2 とする。
- 2 立ち上がり部を露出アスファルト防水とする場合、立ち上がり部及び立ち上がりから 200 mm までの範囲の床部を、砂付きストレッチルーフィング増張りとする。

第 6 章 タ イ ル 工 事

第 1 節 共 通 事 項

6. 1. 1
一般事項
6. 1. 2
工法の種別
6. 1. 3
施 工 図

この章は、標準仕様書第 11 章タイル工事を補足するもので、セラミック（陶磁器質）タイル（以下「タイル」という。）を用いて、建物の内外装及び床仕上げをするタイル張り工事に適用する。

外壁タイル張りの工法は、特記による。

着工に先立ち、タイル割付け図を作成し、監督員に提出して、承諾を受ける。

第 7 章 木 工 事

第 1 節 共 通 事 項

7. 1. 1
一般事項
7. 1. 2
施工図等

この章は、標準仕様書第 12 章木工事を補足するもので、鉄筋コンクリート造等の建物内の木工事に適用する。

- 1 施工上必要な詳細及び取合いなどについては、施工図（原寸図を含む。）を作成し、監督員に提出して、承諾を受ける。

特に、柱、敷鴨居及び縦枠等については、仕上加工図を提出してから加工に着手しなければならない。また、工事の着手に先立ち、工程、材料、製品の品質・精度等を明示した「施工計画書」を作成し、監督員に提出し、承諾を受ける。

- 2 間仕切り壁を在来工法で施工する場合、内装パネル図に記載されている電気配管及び電気ボックスは本工事に含む。

また、造作材の基材及び仕上げ化粧仕様、手すり下地補強位置については、内装パネル図による。

- 3 材料の搬入に当たっては、プレカットなどにより、建築廃棄物の削減に努める。

- 4 見え掛かり面は、原則として、かんな削り仕上げとし、表面の仕上げの程度は7.1.1表に、適用箇所及び種類は特記による。特記がない場合にはB種とする。

7.1.1表 表面の仕上げの程度

種類	仕上げの程度
A種	超自動機械かんな掛け仕上げ
B種	自動機械かんな掛け仕上げ
C種	サンダー掛け仕上げ

7.1.3
木 材

- 1 特記がある場合を除き、用材の適用、規格などは、7.1.2表、7.1.3表、7.1.4表及び7.1.5表による。
- 2 東京の木多摩産材認証協議会が認証した東京の木多摩産材を使用する場合の情報窓口は、次による。
「多摩産材情報センター」

〒198-0036 東京都青梅市河辺町六丁目4番地の1 東京都青梅合同庁舎1階
TEL 0428-20-1181

7.1.2表 用材の適用、樹種など

区 分	内 容
適 用	1 含水率は、構造材・下地材で20%以下、造作材で15%以下とする。
	2 普通合板は、12.6.1の1による。
	3 難燃合板は、12.6.1の3による。
樹 種 及 び 品 質 等	1 板材及び造作材は心去り材とし、化粧材の品質等級は見え掛かり面についてのみ適用する。
	2 用材は、ひび割れ、あて、くされ及び丸みのないものとする。
	3 桧、杉、松、つが及びひばは外材を使用することができる。
	4 堅木と指定してあるものは、けやき、かし、なら、しおじ、にれ、ぶな、たもなどで、「製材の日本農林規格（JAS）」による広葉樹1等品とする。

7.1.3表 化粧用集成材の適用及び品質など

区 分	内 容
適 用	1 集成材は、「集成材の日本農林規格（JAS）」による化粧ばり造作用集成材とする。
	2 原則として、水がかり部分には用いない。
製 品 規 格	1 集成材の指定寸法は、全て仕上がり寸法とする。
	2 化粧薄板の樹種は、特記がなければ、ヘムロック、シトカスプルースなどの無節とする。 化粧薄板の厚さは、0.6mm以上とする。
	3 敷居及び敷鴨居の溝部は、塩ビ製戸スベリを入れるものとする。

(注) 仕上げにおいて、とのこびきは行なわない。

7.1.4 表 見え隠れとなる構造材の樹種

区分	用途	名称	樹種
構造材	間仕切り 軸組み	頭つなぎ、脚固め	米松、米杉、米つが、桧、松、杉、えぞ松、から松、とど松
		柱・間柱、胴縁	米松、米つが、米ひば、米杉、スプルース、米桧、桧、ニュージーランド松、松、杉、えぞ松、とど松、から松、もみ、つが
	床組み	敷土台、大引き、大引き受	米松、米杉、米つが、桧、ニュージーランド松、松、杉、えぞ松、から松、とど松、栗、ひば
		根太、根太がけ、きわ根太	米松、米つが、米杉、松、杉、から松、えぞ松、とど松、米ひば、米桧、桧、ひば
		床下地板	米松、米杉、桧、松、杉、さわら、えぞ松、とど松、から松
	下地回り 天井	野縁、吊木、吊木受	米つが、米杉、米ひば、米桧、スプルース、杉、もみ、つが、えぞ松、から松、桧、ひば（ただし、浴室天井下地は、米桧米ひば、桧、ひばとする。）
その他	吊戸棚 取付用下地材	米ひば、米つが、米桧、桧、ひば、松、から松、もみ、つが、杉	

(注) 胴縁等に単板積層材を使用する場合は、監督員に品質規格の試験成績書を提出する。

7.1.5 表 造作材及び見えがかりとなる構造材の樹種

区分	用途	名称	樹種
造作材	開口部回り	つり元枠、浴室枠	米ひば、米桧、桧、ひば、から松
		額縁・その他	米つが、米ひば、スプルース、米杉、杉、さわら、桧、もみ、つが、ひば、から松（ただし、水がかり部分は、米つが、米杉、つがを除く。）
	敷居 かも居 その他	敷居・一筋敷居・かまち、くつずり、ボードフロア相互間の敷居及び上りかまち	米つが、米桧、米ひば、松、から松、桧、つが、ひば、杉
		外部サッシ付き敷居	米ひば、米つが、米桧、桧、ひば、から松、杉
		かも居・付けかも居・一筋かも居・無目・中かも居・吊木・回り縁	米ひば、米つが、米杉、スプルース、米桧、杉、さわら、つが、もみ、桧、ひば、から松
		柱、方立の間隔が2mを超える単材の中かも居	米ひば、米つが、米桧、米杉、杉、さわら、もみ、桧、ひば、から松
		畳寄せ ボード寄せ等	米つが、スプルース、米桧、米ひば、米杉、杉、さわら、つが、もみ、桧、ひば、松、から松
		外部サッシ付きの寄せ等	米ひば、米つが、米桧、桧、ひば、から松、杉
		その他(カーテンボックス、巾木等)	米つが、米唐松、米桧、米ひば、米杉、杉、さわら、つが、もみ、桧、ひば、から松、南方産樹種
	押入れ 物置等	かまち、根太がけ、根太	米つが、スプルース、米桧、から松、杉、さわら、もみ、桧、つが、から松、えぞ松、米ひば

構造材	軸組み 間仕切り	柱	米ひば、スプルス、米桧、米つが、杉、もみ、 つが、桧、から松
-----	-------------	---	-----------------------------------

- (注) 1 軽微なつり元桢 (W=600mm 以下) は、額縁・その他の樹種による。
 2 水がかりには、外部に面する全てのサッシ付きの下部額縁 (ただし、バルコニー出入口の下部額縁を除き、塗装を行う場合は水がかりの対象外とする。) 及び浴室出入口桢額縁を含む。

7. 1. 4
防腐処理

木材保存材の種類及び品質については、JIS K 1571 (木材保存剤) に定める加圧注入用木材保存剤又はこれと同等の木材保存剤を用い、また、JIS A 9002 (木質材料の加圧式保存処理方法) による加圧式保存処理を行うものとする。

第2節 内装プレハブ工法

7. 2. 1
一般事項

この節は、間仕切り壁、床などの内装部品を工場製作し、現場で組立て及び取付けを行う工事について適用する。

7. 2. 2
施工一般

- 1 内装部品は、都営住宅設計図の内装プレハブ部品図に明示されているものとする。
- 2 内装部品の形状及び寸法は都営住宅設計図によるものとし、図示 (部品図) の寸法は、全て仕上がり寸法とする。
- 3 内装パネル図に記載されている電気配管及び電気ボックスは、本工事に含む。

7. 2. 3
材 料

- 1 内装プレハブ工法に使用する木材は次による。
 - (1) 木材 (単一材) は、7. 1. 2 表による針葉樹の製材の規格の引割材上小節以上のもので、内装部品の目的に適応する強度を有するものとする。
 なお、樹種は、特記がない場合には 7. 1. 4 表及び 7. 1. 5 表による。
 - (2) 普通合板は 7. 1. 2 表によるものとする。
 - (3) 化粧合板は 7. 1. 2 表によるもので、FW 及び W タイプとする。
 使用区分は設計図書によるものとし、色調は都営住宅指定色とする。
 - (4) 集成材は 7. 1. 3 表によるものとする。
- 2 金属材
 - (1) ステンレス
 ステンレス製品の材質は、SUS304 とする。
 - (2) アルミ製品
 アルミニウム押出形材とし、その品質は JIS H 4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材) による A6063S-T5 とし、表面処理は JIS H 8602 (アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合皮膜) による種類 C 以上とする。
 - (3) その他金属材
 鉄材は全て、JIS H 8610 (電気亜鉛めっき) による 3 級以上の亜鉛めっきを施したのものとする。
- 3 接着剤
 木製骨組との接着に使用する接着剤は 7. 2. 1 表によるもので、水性系のものとする。接着剤に含まれる可塑材は、難揮発性のものとする。

7.2.1表 接着剤

被 着 剤	適 用 接 着 剤
合 板 ・ 木 材 等	「合板の日本農林規格」に適合する接着性を有するもの
石 こう ボ ー ド	同 上

7.2.4
製 作

1 一般事項

- (1) コアーの各接合部は両面からステーブルで緊結し、表面材を接着するものとする。
- (2) パネル仕上げ加工の際、縁材見付寸法の許容差は、部分的な程度で-3mm以内とする。
- (3) 接着剤の塗布は、全てスプレッダーによるものとし、塗布量は200g/m²を標準とする。
- (4) 接着は加圧接着とし、加圧力は0.3MPa~0.8MPaを標準とする。

2 パネル仕上がりについての注意事項

- (1) パネルの縁材その他については、自動かんな仕上げ程度とする。
- (2) 小口面については逆さ目、挽きむら及び毛羽立ちのないように仕上げること。

3 床パネル（化粧床、押入床及び棚）

- (1) 押入床パネルは、長辺縁の内側に溝を1段設け、短辺縁材及び各中棧はこれにほぞ組みとする。
- (2) 押入及び物入れの棚パネルは長辺縁、短辺縁材及び各中棧は突付けとする。

4 間仕切壁パネル（間仕切小壁）

長辺縁材と短辺縁材及び各中棧の接合は突付けとする。

5 躯体廻り壁パネル（小壁、^{はり}梁下）

縁材と中棧の接合は突付けとする。

7.2.5
部品の組立
及び工法

1 床パネル取付け

- (1) 化粧床パネルの板そばは、本ざね加工とし、ざね部分から接着剤を併用し、釘止めとする。
- (2) 帯板はアジャスターに接着剤を併用し、釘打ち止めとする。

なお、不陸のないよう、十分調整すること。

- (3) アジャスターは、割付け図に基づき、接着剤を塗布し圧着する。アジャスターは床パネルの上下動で回転しない構造のものとする。

2 壁パネルの取付け

躯体廻り壁パネルは接着剤、釘止め又はこれらの併用により取り付ける。

3 間仕切パネルの取付け

- (1) 上端部をパッキン、くさび等で固定し、接着剤又は釘止めを併用するものとする。
- (2) パネル相互の継手は、雇いざね使用の突付けを原則とする。

4 小壁パネルの取付け

小壁パネルは鴨居等のパネル溝にはめ込み、連続する場合は、雇いざねで接合する。

5 造作材の取付け

- (1) 縦枠と敷居・鴨居の仕口は、あらかじめ、ほぞ又はダボ加工を施し、隠し釘打ち固定とする。
- (2) 枠材の取付けは、パネル側から釘打ちにて引き寄せ、パネル側には接着剤を塗布し、固定する。

- (3) 鴨居は溝から打ち上げ、敷居は側面から釘打ちとする。
- (4) 畳寄せ・廻縁は、450mm 程度の間隔で釘又はフィニッシュネイル打ち又は接着剤等で取り付ける。
- (5) 付長押は下地材をあらかじめ固定し、その上に接着剤を塗布し、はめ込み押さえとする。

6 釘

- (1) 釘配置最大間隔は 450 mm とする。ただし、半柱等は 600 mm とする。
- (2) 見え掛り部分の釘打ちは、隠し釘打ち、釘頭つぶし打ち又は沈打ちとし、釘穴の目止めを行う（ただし、押し入れ・物入れの内部は除く。）。
- (3) 釘は、その使用箇所に適したものを使用するものとし、特記がなければ 12.6.2 の 2 による。
- (4) 押し入れの中鴨居は、原則として棚パネルに釘止めしてはならない。

7.2.6 製品規格

1 パネルの形状及び寸法

- ア 長さ、幅……許容差は長辺、短辺方向とも ± 1 mm とする。
- イ 厚さ……許容差は ± 1 mm とする。ただし、床パネルにおいては ± 0.5 mm とする。
- ウ 直角度……許容量は 1 m につき ± 0.5 mm とする。
- エ 反りねじれ…対角線反り矢高を測定する。許容差は 1 m につき、両面張りパネルについて ± 5 mm、片面パネルについては ± 10 mm とする。
- オ 履溝…図示の幅寸法を測定する。許容差については ± 0.5 mm とする。

2 造作材及び枠材

(1) 形状及び寸法

- ア 幅及び厚さ……許容差は ± 1 mm とする。
- イ 加工……溝の幅の許容差は ± 0.5 mm とする。
- ウ 反り、曲がり及びねじれ……単一材の許容差は 1 m につき、板材については ± 5 mm、角材については ± 3 mm とし、集成材の許容差は 1 m につき、板材・角材とも ± 3 mm とする。

(2) 仕上げ

部材は、腐れ、欠損等のないものとする。溝加工部のささくれはないものとする。

第 8 章 金 属 工 事

第 1 節 共 通 事 項

8.1.1 一般事項

この章は、標準仕様書第 14 章金属工事を補足するもので、金属製品の製作及び取付工事に適用する。

第 2 節 電 気 亜 鉛 め っ き

8.2.1 施工一般

- 1 電気亜鉛めっきの等級は、標準仕様書表 14.2.2 の D 種、E 種又は F 種とする。
- 2 屋外、屋内とも鉄部金物類は、鋳鉄を除き、原則として全て電気亜鉛めっき処理を行う。

8. 2. 2
加工工程

- 1 加工組立ては、工場にて行う。亜鉛めっき処理後の溶接は、指示のあるとき以外行ってはならない。
- 2 ボルト穴開けは、亜鉛めっき処理前に行うこと。
- 3 亜鉛めっきを行った後の現場施工に伴う溶接跡、傷等の処理は、高濃度亜鉛末塗料により補修塗料を行う。

第3節 溶融亜鉛めっき

8. 3. 1
一般事項

屋上水槽架台及び落下物危険防止庇等で、めっき原材が大型のため電気亜鉛めっきにより難しい場合は、JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）の処理を行う。

8. 3. 2
施工一般

- 1 溶融亜鉛めっき高力ボルト接合を行う場合は、指示のない限り次による。
 - ア 日本建築学会「JASS6」「鉄骨精度測定指針」「鉄骨工事技術指針」
 - イ 一般社団法人鉄骨建設業協会・一般社団法人全国鐵構工業協会鉄骨製作管理技術者登録機構食い違いの検査・補強マニュアル作成委員会「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」
- 2 溶融亜鉛めっき高力ボルトの検査
認定時の設計施工指針、施工管理要領に基づき、施工管理及び締付けは、溶融亜鉛めっき高力ボルト技術協会の資格認定を受けた技術者及び技能者が行う。
- 3 高力ボルトすべり係数試験
日本建築学会「鉄骨工事技術指針・工場製作編」に基づき、施工管理を行う場合は、試験を要しないが、施工管理の状況について管理検査報告書を工事監理者に提出し確認を受けること。
- 4 一次締め後にマーキングを行い、二次締め後そのずれを見て、共回り等の異常がないことを確認する。

8. 3. 3
加工工程

- 1 溶融亜鉛めっきは、原則として、標準仕様書表 14. 2. 2 の A 種、B 種又は C 種とする。
- 2 溶融亜鉛めっきの付着量について、特記がない限り、付着量試験を行う。
- 3 溶融亜鉛めっきの亜鉛の付着量試験は、JIS H 0401（溶融亜鉛めっき試験方法）による直接法又は間接法のいずれかによる。

第4節 軽量鉄骨天井地

8. 4. 1
工 法

標準仕様書 14. 4. 4 によるほか、屋外の野縁の間隔は、300 mm程度とする。

第5節 落下物危険防止庇

8.5.1
鉄骨製作工場

落下物危険防止庇に用いる鉄骨の製作工場は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の25の規定による認定のJグレード以上の工場とする。

8.5.2
溶接部の検査

- 1 溶接部の外観検査、超音波探傷検査については、社内検査により全ての完全溶け込み溶接部につき行い、その結果を工事監理者に提出し、確認を受ける。
- 2 落下物危険防止庇が建築物の一部となっている場合、第三者による受入れ検査を実施する。その場合の抜取方法、抜取率等は特記による。

第9章 左 官 工 事

第1節 共 通 事 項

9.1.1
一般事項

この章は、標準仕様書第15章左官工事第6節仕上塗材仕上げを補足するものである。

9.1.2
施工一般

- 1 仕上塗材は、開封せずに工事現場に搬入する。
- 2 可燃性仕上塗材の保管及び作業中においては、火気に特に注意し、爆発、火災などの事故を起こさないようにする。
また、仕上塗材の付着した布切れなど、引火のおそれのあるものは、材料置場及び現場内に置いてはならない。
- 3 夏期に直射日光を受ける壁面に吹付けを行う場合は、急激な乾燥を防止するため、板囲い、シート覆いなどを行う。
- 4 目地のシーリングの施工前には、溶剤を用いた仕上塗材等を吹付け又は塗布してはならない。
- 5 特記により、防火材料又は耐火被覆と指定された仕上塗材は、建築基準法に基づく認定表示のあるものとする。ただし、当該仕上塗材は、基材同等のものとする。
- 6 モルタルは、現場調合材料を基本とし、これによらない場合は監督員との協議による。

9.1.3
下地処理

- 1 下地面の乾燥は9.1.1表による。ただし、気象条件などにより、放置期間を短縮することができる。

9.1.1表 下地面の乾燥

下地 事項	モルタル面	コンクリート 現場打ち部分
乾 燥	夏期 14 日以上 冬期 21 日以上	夏期 21 日以上 冬期 28 日以上

- 2 吹付け下地にある金物類で不要なものは取り除き、エポキシ樹脂モルタルで被覆し、その他は防錆^{せい}処理を行う。

第2節 外装合成樹脂エマルション系薄付け仕上げ（樹脂系リシン）

9.2.1
一般事項

この節は、外装合成樹脂エマルジョン系薄付け仕上塗材（以下「外装薄塗材 E」という。）による外装の仕上げ工事について適用する。

9.2.2
材 料

- 1 1回目及び2回目に使用する合成樹脂エマルジョンシーラーと外装薄塗材 E は、同一製造所の製品とする。
- 2 骨材を含まない薄塗材 E を下塗り用として用いる場合は、薄塗材と同一製造所の製品とする。

第10章 建 具 工 事

第1節 共 通 事 項

10.1.1
一般事項

この章は、標準仕様書第16章建具工事を補足するもので、アルミニウム製建具、鋼製建具、木製建具及び建具用金物の製作等に適用する。

10.1.2
部 品

本工事において使用する金属製建具は、製作図を提出し、監督員の承諾を得ること。

第2節 アルミニウム製建具

10.2.1
性 能

使用する建具は、品質・性能基準による一般型の性能を有するものとする。遮音型とする場合は、特記による。

第3節 木 製 建 具

10.3.1
性 能

木製建具については、品質・性能基準による性能を有するもの又は標準仕様書第16章第7節によるものとする。ただし、量産ふすまは、品質・性能基準による性能を有するものとする。

10.3.2
ふ す ま

ふすまは、量産ふすま又は在来ふすまとする。

10.3.3
量産ふすま

量産ふすまの仕様は次による。

- 1 表面、心材、枠、引手等、全ての部分については、次による。
 - (1) 火災時に有害ガスが発生しないものとする。
 - (2) 枠及び引手は、補修時に容易に脱着可能な構造とし、材質は、各製造所の仕様による。
 - (3) 骨材は、ラワン材を使用してはならない。
- 2 材料は、全て見本品により決定する。

10.3.4
在来ふすま

在来ふすまの仕様は、標準仕様書第16章建具工事第7節木製建具によるほか、次による。

- 1 上張りは新鳥の子張りとする。
- 2 化粧縁は塗縁とする。

第4節 建具用金物

10.4.1 一般事項

この節は、アルミニウム製建具、鋼製建具、木製建具などの建具用金物（以下この章において「金物」という。）について適用する。ただし、この節に記載のない事項については、第1節から第4節までによるほか、品質・性能基準に準じ、以下の仕様を満たすものとする。

- 1 金物は、見本品を監督員に提出して、承諾を受ける。
- 2 金物取付け部は、補強が不足しないようにする。
- 3 金物は、木ねじ、小ねじなどを用いて建具に取り付けるのを原則とし、木ねじ、小ねじなどの材質は、金物の材質と同材とする。
- 4 外部回りに使用するシリンダー彫込み錠は、箱錠とする。円筒錠及びチューブラ錠は、使用してはならない。
- 5 便所の錠前は、内締錠で非常解錠装置付きとする。
- 6 シリンダー錠は、一団地内においては同一社の製品を使用すること。ただし、大団地の場合は道路等で区画して、複数社の製品を使用してもよい。
- 7 1階サッシのクレセントは錠付き（小鍵2本）とし、廊下側引違いアルミサッシは、全階とも、錠付きクレセントとする。同一住戸には共通のものを使用する。

10.4.2 施工一般

- 1 金物は、見本品を監督員に提出して、承諾を受ける。
- 2 金物取付け部は、補強が不足しないようにする。
- 3 金物は、木ねじ、小ねじなどを用いて建具に取り付けるのを原則とし、木ねじ、小ねじなどの材質は、金物の材質と同材とする。
- 4 外部回りに使用するシリンダー彫込み錠は、箱錠とする。円筒錠及びチューブラ錠は、使用してはならない。
- 5 便所の錠前は、内締錠で非常解錠装置付きとする。
- 6 シリンダー錠は、一団地内においては同一社の製品を使用すること。ただし、大団地の場合は道路等で区画して、複数社の製品を使用してもよい。
- 7 1階サッシのクレセントは錠付き（小鍵2本）とし、廊下側引違いアルミサッシは、全階とも、錠付きクレセントとする。同一住戸には共通のものを使用する。

10.4.3 種類、材質、仕上げ及び寸法

金物の種類、材質、仕上げ及び寸法は、10.4.1表を標準とする。

10.4.1表 金物

種類	材質	仕上げ	寸法 (mm)	備考
普通丁番	ステンレス (SUS 304)	ヘアライン仕上げ、ホーニング電解研磨仕上げ又はバレル研磨仕上げのいずれかとする。		ふすまを除く。
シリンダー本締箱錠	ステンレス (SUS 304)		バックセット 64	(標準)
シリンダー面付箱錠	ステンレス (SUS 304)		バックセット 45	(標準)
シリンダー彫込箱錠	ステンレス (SUS 304)		バックセット 64	(標準)

箱錠	ステンレス (SUS 304)		バックセット 64	(標準)
モノロック	ステンレス (SUS 304)		バックセット 64	(標準)
空錠	ステンレス (SUS 304)		バックセット 64	(標準)
押しボタン式 空錠	ステンレス (SUS 304)		バックセット 64	(標準)
キャッチ錠	ステンレス (SUS 304)		—	
床付き戸 当た	ステンレス (SUS 304)		—	スプリング式 あおり止め
巾木戸 当た	ステンレス (SUS 304)		—	
引き手	ステンレス (SUS 304)		60~105	
レバーハンドル錠	アルミ製			
ふすま引き手	プラスチック製	—	—	
ねじ締め	青銅製	ホワイトブロンズ めつき	30~42	
掛け金	ステンレス (SUS 304)、 黄銅製	電解研磨	60	
レール	ステンレス (SUS 304)、 黄銅製・アルミ製	形状は甲丸又は V 字 形とする。		
戸車	鉄、合成樹脂	—	30	窓、出入口
上げ落とし	ステンレス (SUS 304)	ヘアライン仕上げ		
ホワイトコ	ステンレス (SUS 304)	電解研磨	125~250	
エヌラッチ	ステンレス (SUS 304)	電解研磨	—	
内側アーム	ステンレス (SUS 304)	パフ仕上げ	—	

(注) 金物の内部機構の材質が、この表によることができない場合は、防錆材料又は防錆処理材料とする。

10.4.4
アルミニウム合
金製、及び
鋼製建具用金物

- 1 アルミニウム製及び鋼製金物は、特記がなければ、JIS A 1510-2 (建築用ドア金物の試験方法-第2部：ドア用金物) に適合するものとする。材質は、厚口のステンレスのヘアライン仕上げとする。また、錠前のバックセットは 100 mm を標準とし、その他の金物は 10.4.1 表に準ずる。
 - 2 玄関ドアはドアスコープ付きとし、郵便受は工場焼付塗装とする。
 - 3 錠前は、面付シリンダー錠サムターン付レバーハンドルタイプとし、品質・性能基準による性能を有するものとする。
- また、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」による「防犯性能の高い建物部品 (CP 認定錠)」とし、マスターキーは作らないものとする。

10.4.5
ドアクローザ

- ドアクローザは次による。
- 1 住戸玄関扉のドアクローザは、特記がなければ、品質・性能基準によるⅡ型を標準とする。
 - 2 防火扉等鋼製建具のドアクローザの種類は、JIS A1510-3 (建築用ドア金物の試験方法-第3部：フロアヒンジ、ドアクローザ及びヒンジクローザ) による。番手が 6 号を超える場合は、特記による。

10.4.6
錠

- 1 錠は、シリンダー錠 1 個につき 3 本を 1 組、錠に札を付けて、目録を添え監督員に提出する。
- 2 都営住宅の共用部分における、扉の名称記入要領及び建具の錠については、原則として 10.4.2 表と

し、同一団地における同時期発注の別途工事についても、可能な限り 10.4.2 表によるものとする。

なお、監督員と打合せの上、原則として公社営業所ごとに受水槽等の鍵を統一すること。

10.4.2 表 都営住宅の共用部、扉の名称記入と鍵の統一

	名 称	取付階数	扉の記入名	錠前の種類	鍵のグループ	備 考
中 層	受 水 槽 マンホール	1F	—	南 京 錠	同一鍵	鉄柵の鍵もできれば同一鍵
	屋上ハッチ	RF	—			
	受 水 槽 ポンプ室	1F	名称 どおり	シリンダー錠	同一鍵	2 か所以上ある場合は対象号棟記入
	床下点検口	1F	—	シリンダー錠 そ の 他	同一鍵	
	電 気 配 線 スペース	1F	棟番号— EPS	シリンダー錠	同一鍵	
	防 災 倉 庫	1F	名称 どおり	シリンダー錠 (図面指定)	同一鍵	
高 層	受 水 槽 マンホール	1F		南 京 錠 シリンダー錠 (図面指定)	同一鍵	
	塔 屋 マンホール	PRF				
	1 階床下ピ ット点検口	1F				
	受 水 槽 マンホール	1F	名称 どおり	シリンダー錠 (図面指定)	同一鍵	2 か所以上ある場合は対象号棟記入
	受 電 水 槽 電気室	1F				
	電 気 開 閉 器 室	1F				
	減 圧 弁 室	中間層				
	消 火 ポン プ 室	PH1F				
	電 気 配 線 スペース	1F~PRF				
	防 災 倉 庫	1F	名称 どおり		同一鍵	
	機 械 配 管 スペース	1F~PRF	棟番号— EPS	シリンダー錠 そ の 他	同一鍵	
	屋上出入口	RF	名称 どおり	シリンダー錠	同一鍵	原則として3本

(注) 同一工事で複数棟ある場合も、できる限り同一鍵とすること。

3 居住者の使用する共用部分（集会所、集会室、倉庫、階段室脇など）の鍵グループは、別途作製し、他の共用部とは異なる番号とする。

第5節 ガラス

10.5.1 施工一般

- 1 板ガラスは、階層別に厚さの指定がある点に留意すること。
- 2 網入りのガラスの下部及び側面小口には、合成樹脂塗料を塗る等の防錆^{せい}処置を行い、塗布証明書、写真等で確認できるものとする。
- 3 廊下型住戸の廊下に面するサッシ及び防火設備の指定があるサッシのガラスは、火災時の脱落防止のため、特記がなければ、網入ガラス（厚さ 6.8 mm）を建築基準法に基づく防火性能の認定を受けたもので留め付ける。

10.5.2
材 料

ガラス留め付け金物

- (1) 鋼製建具用ガラス留め付け金物（クリップ）は、径 1.2 mm の鋼線又はピアノ線等とする。
- (2) 押し縁その他の留め付け用金物は、木製及び鋼製建具の場合は、黄銅製木ねじ又はステンレス（SUS304）木ねじとし、アルミニウム製建具の場合は、ステンレス（SUS304）木ねじとする。

10.5.3
工 法

- 1 木製及び鋼製建具のガラス取付けは、外部シーリング内部押し縁止めとする。
- 2 木製及び鋼製建具のしゃくり面及び押し縁当たり面は、ペイントの下塗りを行い、その乾燥後にガラスを取り付ける。
- 3 ガラスのシーリングは、ガラス片面四周に均等に施工する。
- 4 アルミニウム製建具のガラス止めは、グレイジングガスケット止めとし、グレイジングガスケットの両端は、上部中央で突付けとする。
- 5 防火戸に防火の目的で網入りガラス等を使用する場合のガラス止めは、建築基準法に基づく防火性能の認定を受けたものを使用する。
- 6 面積の大きいガラスを金属建具にはめ込む場合は、底辺にクッションを使用する。

第 11 章 塗 装 工 事

第 1 節 共 通 事 項

11.1.1
一般事項

この章は、標準仕様書第 18 章塗装工事を補足するものである。

11.1.2
施工一般

下塗り、中塗り及び上塗りの各塗料は、同一製造所の製品とする。

11.1.3
材料の種別
及び略号

「1.3.2 環境への配慮」による低 VOC 塗料は、次による。

- (1) 建築物内装用（鉄部も含む。）の塗料は、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属を添加しない塗料であって、VOC 含有量 1 % 以下（鉄部用は 5 % 以下）の水性塗料（鋼製建具は鉛クロムフリー☆☆☆☆適合品弱溶剤系）であること。
- (2) 建築物外装用の塗料は、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属を添加しない塗料であって、従来型の溶剤系塗料と比較し、VOC 含有量を低減した塗料であること。

11.1.4
住戸玄関扉のさ
び止め塗料塗り

住戸玄関扉の垂鉛めつき鋼面錆止め塗料塗りについては、品質・性能基準の仕様によるものとする。

第 12 章 内 装 工 事

第 1 節 共 通 事 項

12.1.1
一般事項

この章は、標準仕様書第19章内装工事を補足するものである。

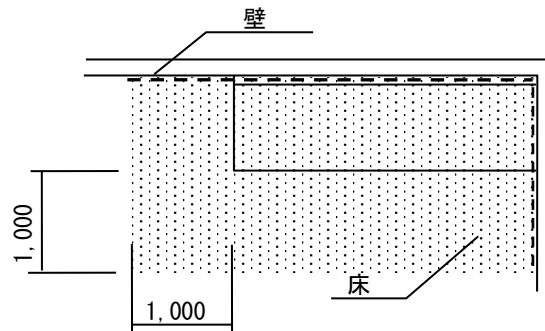
12.1.2
施工一般

- 1 仕上材は、必要に応じて割付け図を作成し、監督員に提出して承諾を受ける。
 - 2 内装材料及びこれに付随する取付用金具等の種類、品質、形状及び寸法は、各節の示すところによる。
 - 3 材料の搬入に当たっては、プレカットなどにより、建築廃棄物の削減に努める。
- ただし、色合い、模様などは、あらかじめ見本品を監督員に提出して承諾を受ける。

12.1.3
水がかりの範囲

この章で規定する水がかりの範囲は、次による。

- (1) 便所、洗面脱衣室の床及び壁
- (2) 12.1.1 図に示す台所の流し台及びコンロ台の前面及び側面から1m以内の床並びにこれらに接する壁



12.1.1 図 台所の水がかり範囲

12.1.4
材料一般

- 1 接着剤は、レツテルを完全に保ち、開封せずに工事現場へ搬入して、品名、製造年月日、数量、製造所名等について確認する。
- 2 接着剤は、製造所の定める有効期間又は有効期限を経過したものを使用してはならない。
- 3 接着剤が所要強度に達するまでは、衝撃その他の外力を与えないように注意する。接着養生期間は、原則として、施工後24時間を標準とする。
- 4 2液形接着剤を使用する場合は、可使時間を考慮し、適量を正確に計量する。
- 5 溶剤形接着剤の使用に際しては、室内の換気及び通風を行い、火気に注意する。
- 6 張付け時の室温が低い場合の施工は、製造所の仕様による。
- 7 木造の根太、胴縁などの下地材の接着面の目違いは除去し、木材は十分乾燥したものを使用する。

第2節 発泡プラスチック系床下地材

12.2.1
一般事項

この節は、発泡プラスチック系床下地材（以下「発プラ系床下地材」という。）による和室及び洋室の床（下地）工事に適用する。

- 12.2.2 施工図 施工に先立ち、発プラ系床下地材の割り付けは設備配管等との整合を図った施工図とし、監督員の承諾を受ける。
- 12.2.3 材 料 1 発プラ系床下地材は、JIS A 9511 (発泡プラスチック保温材) のビーズ法ポリスチレンフォーム (EPS) を主要材料とし、材質は A-EPS-B-2 のものを使用する。
2 寸法は約 600×900 mm とし、厚さは床仕上げ高さを確保できるものとする。
3 発プラ系床下地材をコンクリート面に接着させる材料は、モルタル又は空ねりモルタルとし、接着方法は製造所の仕様による。
- 12.2.4 工 法 発プラ系床下地材の施工は、次によるほか、施工図による。
1 発プラ系床下地材にフローリングを直に仕上げる場合の床下地材の割り付けは、原則として破れ目地状又は芋目地状とする。また、敷居側や個室入り口側には標準品又は幅約 150mm 以上のものを使用する。
2 配管部分の施工は、次による。
(1) 床仕上げ工事で設備配管等に釘を打ち抜かないように、発プラ系床下地材上面に配管等の位置を表示する。
(2) 配管スペースの確保及び割り付けにより、発プラ系床下地材を切り欠く場合は、床仕上げ材へ支障のないようにする。
(3) 発プラ系床下地材の施工において、床下地材の緩衝材を残さずに切り欠く場合は、遮音性能の低下させないよう、ポリエチレンフォーム等で配管被覆を施す。
3 筋モルタル工法で施工する場合は、各メーカーの仕様による。

第3節 乾式遮音二重床下地材

- 12.3.1 一般事項 この節は、乾式遮音二重床下地材による工事に適用する。
- 12.3.2 施工図 施工に先立ち、乾式二重床下地材の割り付け、設備配管等の整合を図った施工図を提出し、監督員の承諾を受けること。
- 12.3.3 材 料 1 ベースパネルに使用するパーティクルボードは、JIS A 5908 (パーティクルボード) によるものとし、曲げ強さによる区分は、素地パーティクルボードは 18 タイプ、単板張りパーティクルボードは 30-15 タイプ、耐水性による区分は、耐水 1 (M タイプ) 又は耐水 2 (P タイプ) とする。
2 水がかりの範囲に使用する場合には、表・裏面及び小口面にパラフィン (50g/m²以上) を含浸させたもの又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
なお、現場で切断する場合で、小口面の防湿性が得られないときは、小口面に防湿剤 (液状パラフィン) を塗布する等の有効な防湿処理を行う。
3 金物及びボルトは JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) の SS400 相当品とし、その防錆^{せい}処理は、JIS H 8610 (電気亜鉛めっき) の 2 種 3 級以上 (有色クロメート処理、厚さ 8 μm 以上) とする。
4 床捨て張りに用いる普通合板は、12.6.1 表による 2 類 2 等品以上のものとする。ただし、水がかりに普通合板を使用する場合は、JAS (普通合板) の 1 類 2 等品とする。

12.3.4 工 法

- 5 パーティクルボードの厚さは、捨て張り合板がある場合は 20 mm以上とし、合板なしの場合は 25 mm 以上とする。
 - 6 ベースパネルは、製造工場出荷時に穴加工、マーキング等により、支持脚の標準的な取付け位置が明確に示されているものとし、また、上面には製造業者名、製造年月日及びベースパネルの品質を表示する。
 - 7 防振ゴム等の硬度は、製造所の仕様による。
- 1 コンクリートスラブに孔等の損傷を与えないこと。
 - 2 床高及び床ふところが、定められた寸法に応じ、それぞれ確保できること。
 - 3 ベースパネル施工後は、がたつき、きしみ、ゆるみ等の防止策を行うこと。
 - 4 捨て張り合板の下地への留め付けは、スクリーナ釘（胴部径 1.8 mm以上、長さ 32 mm以上）とする。
 - 5 捨て張り合板の留め付けに当たっては、適切な本数を適切な位置に釘打ちする。
 - 6 壁面や配管立ち上がり部、敷居、^{かまち} 框等とベースパネル及び捨て張り合板の小口面が接触しないよう、適宜隙間を設ける。
 - 7 施工後は、床きしみ音がないこと、床下地面のレベルや他部位との取合いが適正に施工されていることを確認する。

第4節 複合フローリング張り

12.4.1 一般事項

この節は、天然木化粧複合フローリング（ベニヤフロア）及び特殊加工化粧複合フローリングを用いる工事に適用する。

12.4.2 材 料

- 1 「フローリングの日本農林規格」の複合フローリングによる。
- 2 天然木化粧複合フローリング
 - (1) 基材は、合板のみ又は合板と繊維板で構成されたものとし、品質は次による。
 - ア 合板は、「合板の日本農林規格」第4条「普通合板の規格」による2類以上とする。
 - イ 繊維板は、JIS A 5905（繊維板）により、耐水性による区分は耐水1（Mタイプ）又は耐水2（Pタイプ）とする。
 - (2) 板そば、木口とも本実加工及び面取りとする。
 - (3) 表面材は、0.25mm以上の化粧単板とし、工場において塗装を行う。
- 3 特殊加工化粧複合フローリング
 - (1) 基材は、合板と繊維板で構成されたものとし、品質は次による。
 - ア 合板は、「合板の日本農林規格」第4条「普通合板の規格」による2類以上とする。
 - イ 繊維板は、JIS A 5905（繊維板）により、耐水性による区分は耐水1（Mタイプ）又は耐水2（Pタイプ）とする。
 - (2) 板そば、木口とも本実加工及び面取りとする。
 - (3) 表面材は、化粧シートとする。
- 4 複合フローリングの板厚は 12 mm以上、板幅は 75 mm以上、板長さは 900 mm以上とする。

12.4.3
工 法

- 1 発泡プラスチック系床下地の場合
発泡プラスチック系床下地材にフローリングを仕上げる場合は、接着剤併用の釘留めとし、フローリングの小口が床下地材の栈木上になるように割り付け、栈木に釘留めとする。
- 2 二重床下地材の場合
 - (1) 二重床下地材にフローリングを直に仕上げる場合は、次のいずれかの工法による。
 - ア 釘打ち工法
釘打ち間隔を 225mm 程度とし、接着剤は張り始め及び張り仕舞のみに使用する。
 - イ 釘打ち接着剤併用工法
 - (ア) 下地面に、フローリングと直行するように接着剤をビート状に（間隔 300mm 程度、塗布量 150g/m²を標準）塗布する。
 - (イ) 接着剤の塗布から釘打ちまでの放置時間は、20 分以内とする。
 - (ウ) 釘打ちは、塗布した接着剤の真上とし、間隔 300mm 程度とする。
 - (2) 捨て張り合板を使用した床下地にフローリングを仕上げる場合は、(1)と同様に行うものとし、留め付けに当たっては、捨て張り合板にベースパネル目地位置の隅出しを行い、適切な位置に釘打ちする。
- 3 フローリングを留め付ける釘は、フロア釘又はフローステープルを使用する。
- 4 壁面や配管立上り部等とフローリング及び捨て張り合板の小口面が接触しないよう、適宜隙間を設ける。
- 5 フローリング施工後は、床きしみ音がなく、床仕上げ面のレベルや他部材との取合いが適正に施工されていることを確認する。
- 6 フローリングの清掃は、全面を水ぶきし、乾燥後、樹脂ワックスを用いて、つや出しを行う。

第5節 ビニル床シート張り

12.5.1
材 料

- 1 ビニル床シートの材質、厚さ、色柄等は、特記による。
- 2 施工に先立ち、見本品を提出し、監督員の承諾を受けること。
- 3 接着剤の種別は、エポキシ樹脂系及びウレタン樹脂系とする。

12.5.2
工 法

はぎ目及び継手の位置は、監督員の承諾を受ける。

第6節 石こうボード、その他のボード及び合板張り

12.6.1
材 料

- 1 「合板の日本農林規格」による普通合板の樹種、品質等は、特記がなければ、12.6.1表による。

12.6.1表 普通合板の樹種及び品質等

樹 種	水がかりの範囲	そ の 他
国内産広葉樹	1類 2等以上	2類 2等以上
国内産以外の広葉樹	1類 1等	2類 1等
針葉樹	1類 B-C 以上	2類 B-C 以上

(注) 水がかりの範囲は 12.1.3 による。

2 構造用合板は、「合板の日本農林規格」による 1類 2級とする。

3 難燃合板は、次による。

(1) 難燃合板は、「合板の日本農林規格」によるものとする。

また、防火材料の認定表示のあるものとする。

(2) 合板の表面の品質は 1等とする。ただし、両面見え掛かりとなる場合は、裏面も表面も同程度のものとする。

12.6.2
工 法

1 ボード類、合板類の張付けは 12.6.2 表により、特記がない場合には A 種とする。

12.6.2表 合板類の張付け

種 別	工 法
A 種	接着剤を使用し、沈め釘打ちして張り付け、釘穴は表面仕上材と同色のパテ詰めとする。
B 種	釘又はネジを使用して張り付けるか、これと接着剤を併用して張り付ける。

2 釘、スクリュー釘等の使い分けは、特記による。ただし、特記がなければ次による。

なお、釘の長さは、打ち付ける板厚に対し約 2.5 倍以上、スクリュー釘の場合は 2 倍以上を標準とする。

石こうボード	} ……………	{ JIS A 5508 (釘) による GNS 釘又は JIS B 1125 (ドリリングタッピンねじ) によるステンレス釘 (SUS304) とする。
シーリング石こうボード		
強化石こうボード		
化粧石こうボード	……………	留め付けは、製造業者の指定による。
繊維強化セメント板	} ……………	{ 釘又は小ねじは黄銅又はステンレス (SUS304) とする。
けい酸カルシウム板		
普通合板、硬質繊維板	} ……………	{ 黄銅又はステンレス釘 (SUS304) とする。
パーティクルボード		
特殊加工合板	……………	同色系カラー釘とする。
難燃合板	……………	黄銅釘、ステンレス釘 (SUS304) 又は原色系カラー釘とする。

3 接着剤は、壁・天井ともに JIS A 5538 (壁・天井ボード用接着剤) によるものとし、その種別は 12.6.3

表による。ただし、給湯室、便所、洗面所等の湿気の生じやすい箇所については、エポキシ樹脂系とする。

12.6.3表 壁ボード類の接着剤

被着剤 \ 被着面	適用接着剤	
	木造下地	コンクリート下地
石こうボード 化粧石こうボード シーリング石こうボード 強化石こうボード	酢酸ビニル樹脂系溶剤形 (片面塗付) 合成ゴム系溶剤 ^(注) (両面塗付)	-
けい酸カルシウム板 パーティクルボード 繊維強化セメント板		
普通合板・特殊加工 化粧合板・難燃合板 天然木化粧板	酢酸ビニル樹脂系エマルジョン 形(片面塗付け) 合成ゴム系溶 剤形(片面塗付・両面塗付)	合成ゴム系溶剤形 (両面塗付)

(注) 仮止めは不要とする。

第7節 壁紙張り

12.7.1 材 料

- 1 壁紙は、JIS A 6921 (壁紙) によるもので、SV 規格認定品 (壁紙製品規格協議会) 又は RAL 規格適合品とし、建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたものとする。
- 2 施工に先立ち、見本を提出し、監督員の指示を受ける。
- 3 JIS A 6922 (壁紙施工用及び建具用でん粉系接着剤) による接着剤の性能等の適否を測定する試験は、一般財団法人化学物質評価研究機構又は一般財団法人建材試験センターに依頼したものとし、受注者は、試験報告書の写しを監督員に提出するものとする。当該試験報告書の有効期限は3年とする。

12.7.2 工 法

- 1 壁紙は、下地に直接張り付けるものとし、接着剤を、塗布機 (ロールコーター) 又ははけで全面むらなく塗布する。
- 2 継目部は、突付け又は重ね切りとし、ジョイントローラーなどを用いて、十分になじませる。
- 3 壁紙の張り方は、毛ばけ又はゴムべらを用い、中央部より周辺部へふくれを追い出すように、なで付けて張り上げる。

12.7.3 清掃及び養生

- 1 張り上げ後、仕上げ面に付着した接着剤は、速やかに清浄な布などで拭き取る。
- 2 施工後は、急激な乾燥を避けるため、直射日光や通風に対し、適切な養生を行う。

第8節 断熱及び防露工法

12.8.1
一般事項
12.8.2
材 料

この節は、断熱材料を用いて天井面、壁面及び床面を断熱及び防露する工事に適用する。

材料は次により、厚さは特記による。

1 発泡樹脂裏打ち石こうボード

(1) 発泡樹脂裏打ち石こうボードは、標準仕様書 19.7.2 による石こうボードに、発泡樹脂を工場において接着したものとする。発泡樹脂はノンフロンとし、JIS A 9521 (建築用断熱材) によるものとする。種類は、特記がない場合には、押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3 種 b A 又は硬質ウレタンフォーム断熱材 2 種 2 号 A とし、「合板の日本農林規格」による普通合板又は特殊加工化粧合板の 1 類 W タイプのものを、工場において接着剤によって裏打ちしたものとする。

(2) 標準寸法は、910mm×1,820mm とする。製品の反り許容差は、長辺方向及び短辺方向それぞれ+12mm とし、四隅の角度の許容差は±0.5° とする。

2 発泡樹脂裏打ちけい酸カルシウム板

(1) 発泡樹脂裏打ちけい酸カルシウム板は、標準仕様書 19.7.2 によるけい酸カルシウム板に、上記 1 (1) による発泡樹脂を工場において接着したものとする。

(2) 標準寸法及び製品の反りの許容差は、上記 1 (2) による。

3 上記 1 又は 2 の材料と下地面との接着に使用する接着剤は、JIS A 5547 (発泡プラスチック保温板用接着剤) に規定する品質を有するものとし、種別は一液・無溶剤型変成シリコン樹脂系接着剤 (塗布量 500g/m²) とする。変成シリコン樹脂を主成分とし、有機溶剤中毒予防規則に定める有機溶剤を 5% 以上含有しないものとする。

12.8.3
直張り工法

1 下地

(1) コンクリート下地の乾燥は、30 日以上とする。ただし、気象条件等などにより、監督員の承諾を受けて、放置期間を短縮することができる。

(2) コンクリート下地の精度は、2m につき 3mm 以下とし、汚れ、付着物及びレイタンスは除去し、清掃する。

(3) 下地コンクリート面の結露水は、よく拭き取り、十分乾燥させる。

2 直張り工法

(1) 接着剤塗布に先立ち、12.8.1 図により発泡樹脂側にカッターナイフでスリット (ボードの剛性を弱め、下地になじみやすくするための切込み) を入れ、スリット深さは裏打ち合板に達しない程度とする。

(2) 接着剤は、くし目ごてを使用し、12.8.1 図によりボード裏面に塗り付ける。くし目ごては、接着剤製造所の指定するものを使用する。

(3) 接着剤の塗布量は、施工面に対し、500 g/m² を標準とする。

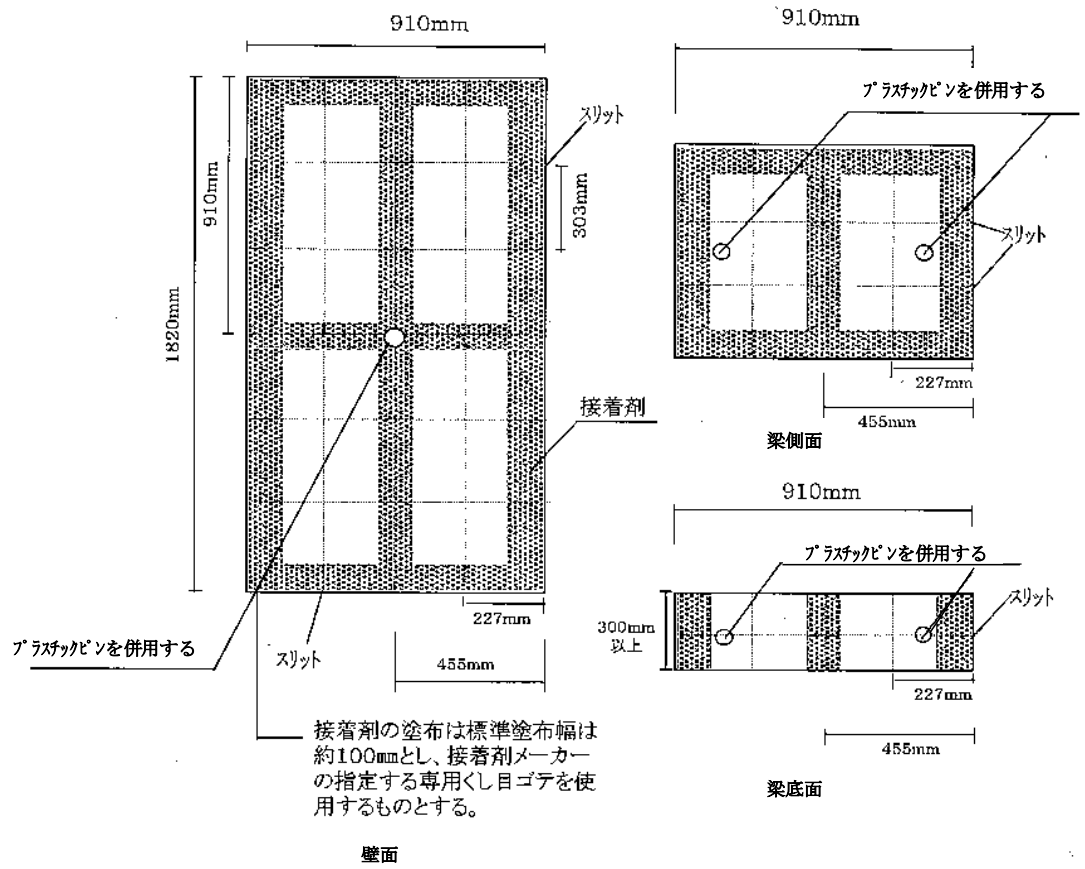
(4) 断熱材は、接着剤塗布後、直ちに張り付ける。張り方は、割り付け図に倣い、ずれ、曲がり等がないよう手で圧着し、更に接着剤の塗布部分に当て木をして木づち等で軽くたたく。

(5) ボード等の目地は、突付けとする。

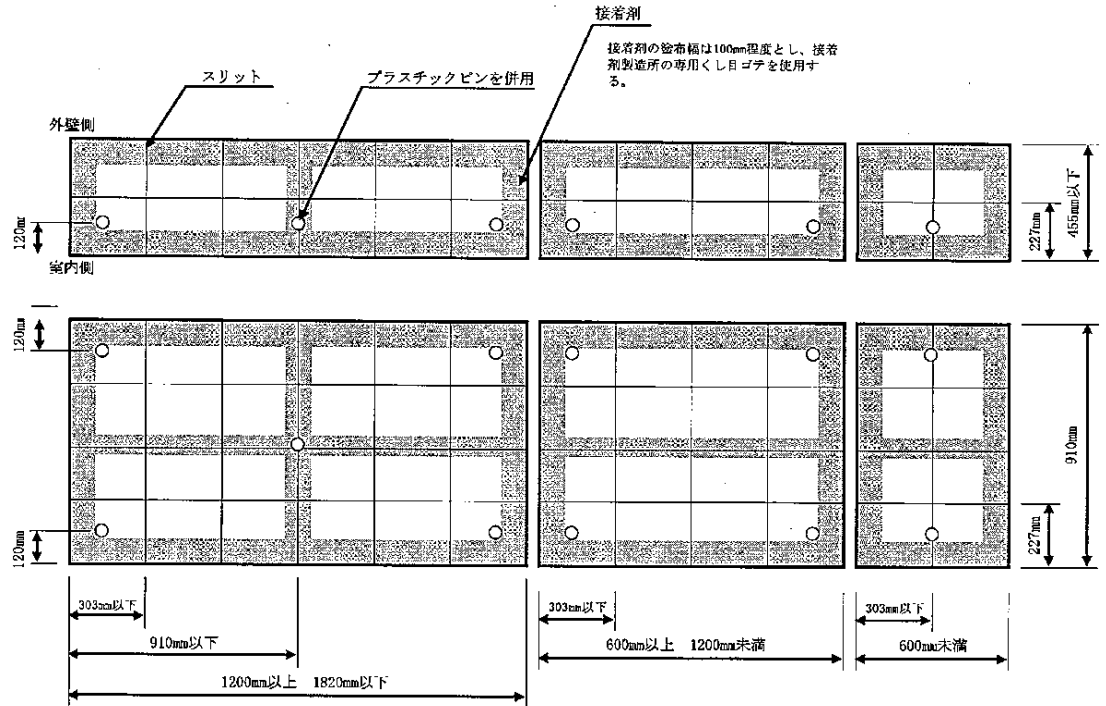
(6) 壁面、^{はり}梁側面及び幅 300mm 以上の^{はり}梁底面に発泡樹脂裏打ち石こうボード及び裏打ち合板 (単体貼りを除く。) を張り付ける場合は、12.8.1 図により接着剤とプラスチックピンを併用し、留め付ける。

(7) 直張り天井に断熱材を張り付ける場合は、接着剤とプラスチックピンを併用し留め付ける。プラスチックピンの留め付け位置は、12.8.2 図による。

(8) プラスチックピンの躯体への打込み長さは 20mm~25mm とし、ピン頭は径 15mm 程度とする。



12.8.1 図 接着剤塗布、スリット及びプラスチックピンの標準位置図
(壁面、^{はり}梁側面及び幅 300mm 以上の^{はり}梁底面)



12.8.2 図 接着剤塗布、スリット及びプラスチックピンの標準位置図
(天井面)

第9節 畳

畳は別途工事とする。ただし、併存施設部分における畳工事は、特記がない場合には、標準仕様書第19章内装工事第6節畳敷きによる。

第13章 雑 工 事

第1節 共 通 事 項

13.1.1 一般事項

本章は、他の章に記載されていない雑工事に適用する。

第2節 居室及び台所

13.2.1 居 室

- 1 カーテンレールは、JIS A 4802（カーテンレール（金属製））により、材種及び形状は特記による。
- 2 レールの長さは、原則として、開口部幅から両端それぞれ10 cm延長したものとする。
- 3 ランナーは合成樹脂製とし、間隔は120 mm以下で偶数個とする。
- 4 ブラケットは金属製とし、取付け間隔は450 mm以下とする。
- 5 カーテンレール取付け用木ねじ及び小ねじの材質は、ステンレス製とする。

- 6 1.0m 以上宙づりになるレール又はカーブ箇所のあるレールは、宙づり用レールとする。直線で2m 以上宙づりとなる場合又はカーブ箇所となる場合は、つり棒を加えて補強する。
 なお、カーブの半径は、150 mmから 200 mmまでを標準とする。

13. 2. 2
台 所

- 1 キッチンセット（流し台・コンロ台）はセクショナルキッチンを標準とし、その性能は、特記がある場合を除き、品質・性能基準による性能を有するものとする。
- 2 吊戸棚は、特記がある場合を除き、品質・性能基準による性能を有するものとする。
- 3 レンジ用フードファン、照明器具、給排水・ガス管等の設備関連部分は別途工事とする。関係業者と取合いなどについては、打合せの上、調整を行う。

第3節 換 気 孔

13. 3. 1
換 気 孔

- 1 受注者は、施工に先立ち、見本品又はカタログ等を提出し、監督員の確認を受ける。
- 2 外部雨がかり箇所及び天井・逆スラブの外部換気孔は室外用を使用し、室内及びバルコニー等、ひさしのある外部は室内用を使用する。
- 3 共用廊下等に面する場所に設置する換気孔で、特記により防火材料の指定がある場合は、建築基準法に基づく防火性能の認定を受けたものとする。

13. 3. 2
床下換気孔

施工に先立ち、見本品、カタログ等を提出し、監督員の確認を受ける。

第4節 浴室ユニット

13. 4. 1
施工一般

- 1 浴室ユニットは、品質・性能基準によるものとし、長寿社会対応をしているものを標準とする。
- 2 工事の実施に先立ち、施工要領書を提出する。

13. 4. 2
仕 様

- 1 排水トラップは、樹脂製の床排水 P トラップ又は碗トラップ（昭和 50 年建設省告示第 1597 号による。）とする。
- 2 排水管は、ビニル管 JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管）を使用し、ユニット本体に固定する。
- 3 浴室ユニットの構成部品仕様は、メーカー仕様による。

13. 4. 3
散水試験

散水試験は、13. 4. 1 表による。

13. 4. 1 表 散水試験

対 象	1 か所以上、かつ、30 戸以内（1 ロットとする。）ごと又はその端数につき 1 か所以上立会い試験を行う。
試験方法	空調用噴霧ノズルを用いて、ノズルの根元で水圧を 0. 196MPa（2 kg f/cm ² ）に保ちながら水を噴出させ、浴室の壁と壁、壁と床、壁と天井及び壁と枠回りの接合部に沿って約 30 cm の距離を保ちながら、7 cm/sec の速さでノズルを移動させて試験を行い、外側への水漏れ浸潤の有無を調べる。

判 定	目視により、水漏れ浸潤のないものを合格とする。不合格になったロットについては、全数立会い試験を行い、補修する。
-----	---

13. 4. 4
満水試験

満水試験は、13. 4. 2 表による。

13. 4. 2 表 満水試験

対 象	10%以上かつ1フロアに1か所以上
試験方法	排水トラップ上端（目皿）から5cm以上又はドア開口部の下端まで水張りをし、24時間以上放置する。
判 定	目視により、水漏れ及び浸潤のないものを合格とする。不合格になったものについては補修を行う。

第5節 洗濯機防水パン

13. 5. 1
施工一般

洗濯機防水パンは、品質・性能基準による性能を有するものとする。

13. 5. 2
仕 様

排水トラップは、樹脂製の床排水Pトラップ又は碗トラップとし、使用区分は図面特記による。取付けは、コンクリート床面に固定する。

13. 5. 3
満水試験

満水試験は13. 4. 2 表による。

排水トラップも同等の試験を行う。試験結果は監督員に報告書で提出する。

第6節 壁面緑化

13. 6. 1
施 工 一 般

1 壁面緑化を採用するに当たっては、建築本体工事で植栽を施す補助部材（ワイヤー等）及び^{かん}灌水装置の設置工事を行い、その他植栽工事等は、別途工事とする。

2 工事の実施に先立ち、施工要領書を監督員に提出し、承諾を受ける。

13. 6. 2
仕 様

1 壁面緑化の種類は、壁面に設置した補助部材にツル性植物を地上から^は這わせる「登はん型」とする。

2 ^{かん}灌水装置は、地上又は住棟に固定して設置した蛇口付きの雨水貯留タンクとする。

都営住宅建築工事共通仕様書

(令和5年10月) 登録番号()

編集発行 東京都住宅政策本部住宅企画部技術管理課

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03(5321)1111 内線 31-121

印刷